

阪南水道事業における漏水に係る水道料金減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）第44条及び阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第11号。以下「規程」という。）第29条第3項の規定に基づき、同条第1項第1号に規定する善良な管理者の注意をもって給水装置が管理されていたにもかかわらず、不可抗力により漏水が発生した場合における料金の減免について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、条例及び規程の定めるところによる。

- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 認定使用水量 規程第18条の規定により認定する、実際に使用したと推定する水量をいう。
 - (2) 漏水量 計量した使用水量から認定使用水量を減じて得た水量をいう。
 - (3) 減額 計量した使用水量から漏水量の一部を減じた水量により料金を算定することをいう。
 - (4) 免除 計量した使用水量から漏水量の全部を減じた水量により料金を算定することをいう。

(減免の対象範囲)

第3条 減免の対象は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める箇所で発生した漏水とする。

- (1) 直結直圧式又は直結増圧式の場合 メーターの下流側から、温水器、給湯器、クリーニングタワー、冷凍機又は水洗便器の電磁弁又は機器入口部のボールタップ等の自動開閉器まで
 - (2) 貯水槽式の場合 メーターの下流側から、貯水槽注入口のボールタップ等の自動開閉器まで
 - (3) 貯水槽式の共同住宅等で、各戸に設置されたメーターを検針し料金の徴収を行う場合 前号に定める箇所に加え、当該メーターの下流側から、第1号の機器入口部のボールタップ等の自動開閉器まで
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは減免の対象としない。ただし、第6条第2項の規定により免除を行う場合は、この限りでない。
- (1) 地上に露出した部分からの漏水（ただし、保温材などで適切に保護した場合において、凍結により漏水が発生した場合は除く。）

- (2) 蛇口からの漏水など使用者等による発見が容易であると認められる漏水
- (3) 給湯器などの器具を通過してからの漏水
- (4) 貯水槽本体からの漏水

(漏水修繕の施行)

第4条 漏水箇所の修繕（以下「修繕」という。）は指定給水装置工事事業者が施行しなければならない。ただし、当該修繕が水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条の給水装置の軽微な変更に該当する場合は、この限りでない。

(申請)

第5条 規程第29条第2項に規定する減免の申請は、水道料金減免申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類及び修繕前後の写真を添付し、阪南水道センター所長（以下「所長」という。）に申請しなければならない。ただし、所長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 指定給水装置工事事業者が修繕をした場合 漏水修繕証明書（様式第2号）
- (2) 指定給水装置工事事業者以外の者が前条ただし書の修繕をした場合 自己修繕報告書（様式第3号）
- (3) 火災、地震その他自然災害による漏水の場合 公的機関が発行する罹災証明書又はこれに準ずる書類

(減額又は免除の決定)

第6条 所長は、第3条に規定する減免の対象範囲で発生した漏水が給水装置の破損又は腐食による場合は、減額を行うことができる。ただし、この要綱の規定により一度減額を行った同一使用者の同一給水装置（一件の給水契約に対応する一組の給水装置のことをいう。）については、当該減額の対象とした計量期間から1年を経過するまでの間は、この要綱の規定による減額は行わないものとする。

- 2 所長は、第3条に規定する減免の対象範囲で発生した漏水が次の各号のいずれかに該当する場合は、免除を行うことができる。
 - (1) 企業団が施行した工事等に起因して漏水した場合
 - (2) 火災、地震その他自然災害による漏水の場合
- 3 所長は、前条の規定による申請があったときは、漏水箇所、漏水の原因、漏水量、給水装置の修繕の事実等について調査し、規程第29条第1項第1号に規定する場合に該当するかを判断し、減免申請の承認又は不承認を決定する。

(減額後の料金)

第7条 減額は、1回の計量期間のみを対象とする。

- 2 減額後の料金は、計量した使用水量から、漏水量の2分の1を減じた水量（当該水量

が認定使用水量の3倍を超える場合は、認定使用水量の3倍の水量)により算定する。この場合、当該水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(免除後の料金)

第8条 免除後の料金は、認定使用水量により算定する。

(決定の通知)

第9条 所長は、第6条第3項に規定する減免申請の承認又は不承認を決定したときは、その結果について水道料金減免承認決定通知書(様式第4号)又は水道料金減免不承認決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第10条 所長は、減免申請の承認後、申請内容に関し虚偽その他不正な行為があったことが判明したときは、これを取り消すことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、特別の理由があると認める場合における料金の減免については、企業長がその都度決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前になされた減免の申請の取扱いについては、なお従前の例による。